

来場される皆様へのお願い

「わたS H I G A 輝く国スポ大津市競技会場管理運営要項（抜粋）」により、競技会場では以下のことが決められています。禁止事項、遵守事項に違反した人に対しては、入場を拒み、又は退場を命じることがあります。競技の円滑な運営のためにご協力をお願いいたします。

・持込禁止物

- 競技会場に、以下に掲げる物（模造品及び類似品を含む。）を持ち込んではならない。
- 1. 銃器類
 - 2. 刀剣類、包丁、ナイフ類その他銳利な物
 - 3. 毒物、劇物その他有害物質
 - クロスボウ（通称：ボウガン）等
 - 4. 発炎筒、爆竹、花火、爆発物、火薬その他可燃性の危険物
 - 5. 石、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインターその他凶器等として使用されるおそれのある物
 - 6. 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのある看板、横断幕、旗、プラカード等
 - 7. 塗料類（ペンキ類）
 - 8. スケートボード、ローラースケートその他これらに類する遊具
 - 9. 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン等の携帯端末を除く。）
 - 10. 酒類
 - 11. ドライアイス
 - 12. 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬及び介助犬をいう。）を除く。）
 - 13. 投てき等により危害を与えるおそれのある物
 - 14. 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのあるホイッスル、メガホン、拡声器、楽器その他大きな音が出る物
 - 15. 通行に支障を及ぼすおそれのある大型又は大量の荷物
 - 16. 遠隔操作、自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等（以下「ドローン等」という。））
 - 17. その他入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又は競技会の運営若しくは進行を妨げ、又はこれらのおそれのある物

・禁止行為

- 競技会場で、以下に掲げる行為をしてはならない。
- 1. 立入りを制限され、又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
 - 2. 競技場、観戦席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
 - 3. 施設、器物、装置等を汚損し、若しくは破損し、又は正当な理由なく操作を行うこと。
 - 4. 入場者等を脅迫し、威圧し、侮辱し、若しくは挑発し、又は入場者等の通行の妨害となる行為をすること。
 - 5. 選手等、大会関係者との面会を強要し、又は会場内において居座ること。
 - 6. 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
 - 7. 所定の場所以外で喫煙すること。
 - 8. 所定の場所以外でごみその他の汚物を廃棄すること。
 - 9. アルコール等により酩酊した状態で入場し、又は入場しようすること。
 - 10. 所定の場所以外に車両若しくは自転車を乗り入れ、又は駐車若しくは駐輪をすること。
 - 11. 電熱器、ガス器具その他これらに類する火気器具を使用すること。
 - 12. テント、小屋掛けその他これらに類する工作物を設けること。
 - 13. 商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等をすること。
 - 14. 文書、図書、図面、印刷物その他の物を配布し、又は掲出すること。
 - 15. 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒に当たる行為をすること。
 - 16. 競技会場に正当な入場券等を所持せず入場し、又は入場しようとすること（入場券等を不要としている場合を除く。）。
 - 17. 設備等に施された錠、封印、テープ等を損壊し、開封し、又は改変すること。
 - 18. 撮影を制限し、又は禁止した区域で写真若しくは映像を撮影すること。
 - 19. ドローン等を飛行させること。
 - 20. 他人の通行や観覧の妨げになる行為をすること。
 - 21. その他会場秩序の保持及び競技会の円滑な運営を妨げ、入場者等に迷惑若しくは危険を及ぼし、又はこれらのおそれのある行為をすること。